

返 戻 金 制 度

当社の紹介により就職した者が、入社後 3 ヶ月未満に本人の都合による退社もしくは本人の責に帰すべき事由を理由とする解雇により雇用契約を終了した場合、当社が受領した手数料から次に定める金額を求人者に返還いたします。

1. 入社後 1 ヶ月未満に雇用契約が終了した場合 80%
2. 入社後 1 ヶ月以上 2 ヶ月未満に雇用契約が終了した場合 50%
3. 入社後 2 ヶ月以上 3 ヶ月未満に雇用契約が終了した場合 20%

※ただし、個別の契約により上記とは異なる取り決めを行う場合があります。

以上

株式会社プライムサーヴ
東京都新宿区新宿 5-17-17
許可番号：13-ユ-307949